

2013年6月13日

株主各位

東京都千代田区丸の内一丁目8番1号
株式会社ジュピターテレコム
代表取締役社長 森 修 一

臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び普通株主様による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

本臨時株主総会には、「全部取得条項に係る定款一部変更の件」を第2号議案として上程いたしますが、本議案につきまして、会社法第111条第2項第1号に基づく決議をいただくため、本種類株主総会を併せて開催させていただくことになりました。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の臨時株主総会参考書類及び種類株主総会参考書類をご検討いただき、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に本臨時株主総会及び本種類株主総会それぞれの各議案に対する賛否をご表示の上、2013年6月27日（木曜日）午後5時45分までに到着するように折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2013年6月28日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号 サピアタワー5階
ステーションコンファレンス東京「サピアホール」
（会場が定時株主総会とは異なっておりますので、末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違いのないようお願いいたします。）
3. 会議の目的事項
【臨時株主総会】
決議事項
第1号議案 種類株式発行に係る定款一部変更の件
第2号議案 全部取得条項に係る定款一部変更の件
第3号議案 全部取得条項付普通株式の取得の件
【普通株主様による種類株主総会】
決議事項
議 案 全部取得条項に係る定款一部変更の件
4. 招集にあたっての決定事項
代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主1名を代理人とする場合に限られます。この場合、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。
議決権の不統一行使をされる場合は、本臨時株主総会及び本種類株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎臨時株主総会参考書類及び種類株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.jcom.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

【臨時株主総会】
臨時株主総会参考書類

第1号議案 種類株式発行に係る定款一部変更の件

1. 提案の理由

2013年4月11日付当社プレスリリース「KDDI株式会社及びNJ株式会社による当社の株券等に対する共同公開買付けの結果並びに親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、KDDI株式会社（以下「KDDI」といいます。）並びに住友商事株式会社（以下「住友商事」といいます。）及びKDDIが同数の議決権を保有するNJ株式会社（以下「NJ」といいます。また、KDDIとNJを併せて「公開買付者ら」といいます。）は、2013年2月27日から当社普通株式及び当社新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、本公開買付けは、2013年4月10日に終了しております。本公開買付けの結果、2013年4月17日（本公開買付けの決済開始日）をもって、KDDIは当社普通株式2,930,816株（株券等所有割合42.69%（小数点以下第三位を四捨五入。以下同じです。）。なお、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第7条第1項第1号に基づきKDDIの所有に準ずる株券等に該当するKDDIがみずほ信託銀行株式会社に対して有価証券管理信託に付している当社普通株式152,904株を合算しております。）を、NJは当社普通株式553,679株（株券等所有割合8.07%）及び新株予約権1,922個（当社普通株式に換算した数1,922株）を保有するに至っております。これに、住友商事が保有する当社普通株式2,777,912株（株券等所有割合40.47%）を合算すると、住友商事及び公開買付者らの保有する当社普通株式は6,262,407株（株券等所有割合91.23%）となります。なお、「株券等所有割合」は、当社が2013年5月14日付で提出した第20期第1四半期報告書に記載された2013年3月31日現在の当社の発行済株式総数である6,947,813株から、同日現在の当社が保有する自己株式数83,168株を控除した株式数に係る議決権数である6,864,645個を分母として算出しております。

2013年2月26日付の住友商事及び公開買付者らのプレスリリース「KDDI株式会社及びNJ株式会社による株式会社ジュピターテレコムの株券等に対する共同公開買付けの開始に関するお知らせ（平成24年10月24日公表の公開買付け価格の引き上げに関するお知らせ）」及び2013年2月27日付のKDDI及びNJの公開買付け届出書において公表されておりますとおり、住友商事及びKDDIは、当社を取り巻く事業環境が次第に厳しさを増しているとの見通しの下、当社の競争優位性を維持・向上させ、お客様に満足いただける高品質のサービスを永続的に提供することを通じて当社の持続的な成長を実現するためには、住友商事、KDDI及び当社のアライアンスを更に深化させ、当社を非公開化し住友商事とKDDIの共同経営体制にすることで両社が保有する経営資源をより積極的に投下することを可能にし、特にKDDI傘下のジャパンケーブルネット株式会社（以下「JCN」といいます。）と当社のケーブルテレビ事業の統合による事業規模の拡大を含めた各種施策を一層のスピード感を持って取り進めるとともに、当社の非公開化により、上場会社として、短期的な業績の推移で企業価値が評価される資本市場を意識して、短期的な業績向上のみを目的とするのではなく、より中長期的な視点で研究開発費や設備投資費を含む経営資源を投入することで、画期的な新製品・新サービスに取り組める経営体制を築くことが極めて重要であるという認識に至ったとのことです。そして、本公開買付け及びその後の住友商事、KDDI及びNJ、又は住友商事及びKDDIが、当社の発行済株式（但し、当社が保有する自己株式を除きます。）の全てを取得することを目的とする一連の取引（以下「本取引」といいます。）を実施し、住友商事とKDDIの出資比率を50:50として当社について対等に共同経営を行うことが最善であるという結論に至り、当社の共同運営に関して住友商事とKDDIとの間で株主間契約を締結したとのことです。

当社といたしましても、2013年2月26日付当社プレスリリース「KDDI株式会社及びNJ株式会社による当社の株券等に対する共同公開買付けに関する意見表明のお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、当社の財務アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及び当社の法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所による助言を受けつつ、弁護士法人大江橋法律事務所の弁護士である国谷史朗氏、早稲田大学大学院ファイナンス研究科客員教授である服部暢達氏及び株式会社ミオアンドカンパニー及びオクト・アドバイザーズ株式会社代表取締役である三尾徹氏により構成される第三者委員会の2012年10月23日付及び2013年2月25日付の答申書（以下「本答申書」といいます。）の内容並びに三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の同日付の株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）及びフェアネス・オピニオン（以下「本フェアネス・オピニオン」といいます。）の内容等を踏まえ、本公開買付けを含む本取引の諸条件につき、慎重に協議・検討してまいりました。

かかる協議・検討を踏まえ、当社は、本取引を実施することにより見込まれるJCNと当社のケーブルテレビ事業の統合による事業規模の拡大、住友商事及びKDDIの経営資源の有効活用、住友商事及びKDDIのメディア業界を含めた多様な事業領域との連携深耕等に鑑みれば、本取引は、当社の企業価値の向上に資するものであると判断いたしました。また、1株あたり123,000円という本公開買付けにおける当社普通株式の買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）につきましても、本株式価値算定書におけるDCF分析や類似企業分析の算定結果の上限を上回るものであり、本フェアネス・オピニオンにおいて株主様にとって財務的見地から妥当であると判断されていること、住友商事及びKDDIとの間の価格引上げに係る協議・交渉の結果、2012年10月24日に公表された当初の公開買付価格である11万円から価格の引上げがなされていること、本答申書において、同日以降の株式市況の状況を踏まえても、本公開買付価格は妥当である旨の答申を受けていること等に鑑みれば、本公開買付価格は妥当なものであり、本公開買付けは当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断いたしました。また、本新株予約権についても、本新株予約権に係る買付価格は、本公開買付価格から本新株予約権の行使価額を控除した価格に本新株予約権1個の目的となる普通株式の数を乗じた価格とされていることから、本新株予約権の保有者に対して合理的な新株予約権売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

以上の点を踏まえ、当社は今般、住友商事及びKDDIからの要請も踏まえ、本臨時株主総会及び本種類株主総会において株主様のご承認をいただくことを条件として、住友商事、KDDI及びNJによる当社の全発行済株式保有のために必要な以下の①から③の手続（以下、総称して「本非公開化手続」といいます。）を実施することといたしました。

- ① 当社の定款の一部を変更して、普通株式及び優先株式とは別の、下記2に記載の定款変更案第10条に定める内容のA種種類株式（以下「A種種類株式」といいます。）を発行することができる旨の定めを設けます（以下「手続①」といいます。）。
- ② 手続①による変更後の当社の定款の一部を更に変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを設けます（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によってその全部（当社が保有する自己株式を除きます。以下同じです。）を取得する場合には、全部取得条項付普通株式1株と引き換えに、A種種類株式を694,478分の1株の割合をもって交付する旨の定めを設けます（以下「手続②」といいます。）。

- ③ 会社法第 171 条第 1 項並びに手続①及び手続②による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引き換えに、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、取得対価として、その保有する全部取得条項付普通株式 1 株につき A 種種類株式 694,478 分の 1 株の割合をもって交付いたします。なお、住友商事及び KDDI 以外の各株主様に対して取得対価として交付される A 種種類株式の数は、1 株未満の端数となる予定です。また、交付される A 種種類株式が 1 株未満となる各株主様につきましては、会社法第 234 条その他の関係法令の定めに従って、最終的には金銭が交付されることとなります（以下「手続③」といいます。）。

当社は、A 種種類株式を全部取得条項付普通株式の取得対価として交付したことにより生じる A 種種類株式の 1 株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する A 種種類株式を、会社法第 234 条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。

かかる売却手続に関し、当社は、会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき裁判所の許可を得て、NJ に対して A 種種類株式を売却することを予定しております。この場合の A 種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の各株主様が保有していた全部取得条項付普通株式の数に本公開買付価格である 123,000 円を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。

本議案は本非公開化手続のうち手続①をご提案するものであり、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である手続②を行う前提として、当社普通株式の全部取得と引き換えに交付する普通株式とは別の種類の株式（A 種種類株式）を発行できる旨の定めを新設するほか、所要の変更を行うものです。また、当社は当面優先株式を発行する予定がないことから、優先株式に関する定款の定めを削除いたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、本議案に係る定款の一部変更は、本議案が本臨時株主総会において承認可決された時点で効力を生じるものといたします。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第 2 章 株式	第 2 章 株式
第 5 条（発行可能株式総数） 当社は、普通株式のほか、第 10 条に定める <u>優先株式（以下「優先株式」という）</u> を発行することができる。	第 5 条（発行可能株式総数） 当社は、普通株式のほか、第 10 条に定める <u>A 種種類株式（以下「A 種種類株式」という）</u> を発行することができる。
② 当社の発行可能株式総数は、20,000,000 株とし、 <u>その内 15,000,000 株は普通株式、5,000,000 株は優先株式とする。</u>	② 当社の発行可能株式総数は、20,000,000 株とし、 <u>普通株式の発行可能種類株式総数は 15,000,000 株、A 種種類株式の発行可能種類株式総数は 15,000,000 株とする。</u>
第 10 条（ <u>優先株式</u> ） 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記録された <u>優先株式を有する株主（以下「優先株主」という）</u> 及び優	第 10 条（ <u>A 種種類株式</u> ） 当社は、 <u>残余財産を分配するときは、A 種種類株式を有する株主（以下「A 種株主」という）</u> 又は A 種種

先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という）及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という）に先立ち、金銭により剰余金の配当を行なうものとし、その内容は以下のとおりとする。

（１）優先株式１株につき年２、５００円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の剰余金（以下「優先配当金」という）を配当する。ただし、当該配当の基準日と同じ事業年度中に設けられた基準日により、第２項に定める優先中間配当金を支払ったときは、優先配当金から当該優先中間配当金を控除した額とする。

（２）ある事業年度において、優先株主又は優先登録株式質権者に対して行なう配当金の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、優先株式発行に際して取締役会の決議で定める金額の限度で翌事業年度以降に累積する。

（３）優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて配当は行なわない。

② 当社は、第３６条に定める中間配当を行なうときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、優先株式１株につき優先配当金の二分の一を上限として、取締役会の決議で定める額の金銭（「優先中間配当金」という）を支払う。

③ 当社は、剰余財産を分配するときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、優先株式１株につき累積未払配当金相当額及び５０、０００円を支払うものとする。優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、上記５０、０００円の外、剰余財産分配は行なわない。

④ 当社は、発行に際して取締役会の決議で定める一定の事由が生じた日に、優先株式１株につき５０、０００円で

類株式の登録株式質権者（以下「Ａ種登録株式質権者」という）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という）に先立ち、Ａ種種類株式１株につき１円（以下「Ａ種剰余財産分配額」という）を支払う。Ａ種株主又はＡ種登録株式質権者に対してＡ種剰余財産分配額が分配された後、普通株主又は普通登録株式質権者に対して剰余財産の分配をする場合には、Ａ種株主又はＡ種登録株式質権者は、Ａ種種類株式１株当たり、普通株式１株当たりの剰余財産分配額と同額の剰余財産の分配を受ける。

②～⑦（削除）

<p><u>優先株式の全部又は一部を取得することができるものとする。一部取得するときは、抽選により行なう。</u></p> <p>⑤ <u>優先株主又は優先登録株式質権者は、法令に別段の定めがある場合を除く外、株主総会において議決権を有しないものとする。</u></p> <p>⑥ <u>法令に定める場合を除き、優先株式について株式の併合又は分割は行わない。</u></p> <p>⑦ <u>当社は、株主総会の決議によって特定の優先株主からその有する優先株式の全部又は一部を取得することができる。その場合、当該特定の優先株主以外の優先株主は、自己を売主に追加することを請求することはできない。</u></p>	
--	--

第2号議案 全部取得条項に係る定款一部変更の件

1. 提案の理由

本議案は、本非公開化手続のうち手続②をご提案するものであり、第1号議案による変更後の当社の定款の一部を更に変更し、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付してこれを全部取得条項付普通株式とし、かつ当該全部取得条項に従い当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引き換えに、第1号議案における定款変更に基づき新たに発行することが可能となるA種種類株式を694,478分の1株の割合をもって交付する旨の定款の定めを設けるほか、所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、本議案に係る定款変更は、本臨時株主総会において第1号議案及び第3号議案がいずれも原案どおり承認可決されること、並びに、本種類株主総会において、本議案と同内容の定款変更案に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件として、2013年8月2日に、その効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

第1号議案による変更後の定款	追加変更案
第2章 株式 (新設)	第2章 株式 <u>第10条の2 (全部取得条項)</u> <u>当社が発行する普通株式は、当社が株主総会の決議によってその全部を取得することができる。</u> <u>当社が普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、普通株式1株につきA種種類株式を694,478分の1株の割合をもって交付する。</u> 附則 <u>第1条 本定款第10条の2の規定は、平成25年8月2日をもって効力を生じるものとし、同日の経過をもって本条を削除するものとする。</u>

第3号議案 全部取得条項付普通株式の取得の件

1. 提案の理由（全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由）

第1号議案でご説明申し上げましたとおり、当社は、本取引は、当社の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付価格は妥当なものであり、本公開買付けは当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断するに至り、本臨時株主総会及び本種類株主総会における株主様のご承認をいただくことを条件として、本非公開化手続を行うことといたしました。

本議案は、本非公開化手続のうち手続③をご提案するものであり、会社法第171条第1項並びに第1号議案及び第2号議案による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引き換えに、第1号議案による定款変更により当社が新たに発行することが可能となるA種種類株式を交付するものです。

当該交付がなされるA種種類株式の数については、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を694,478分の1株の割合をもって交付することとなります。なお、当該交付がなされるA種種類株式の数は、第1号議案でご説明申し上げましたとおり、住友商事及びKDDI以外の各株主様に対して当社が交付するA種種類株式の数が1株未満の端数となるように設定されております。

かかる株主様に対する交付の結果生じるA種種類株式の1株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当するA種種類株式を会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。かかる売却手続に関し、当社では、会社法第234条第2項に基づき裁判所の許可を得てNJに対してA種種類株式を売却することを予定しております。この場合のA種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主様が保有していた全部取得条項付普通株式の数に本公開買付価格である123,000円を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付普通株式の取得と引き換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

会社法第171条第1項並びに第1号議案及び第2号議案による変更後の当社の定款に基づき、取得日（下記（2）において定めます。）において、別途定める基準日（2013年8月1日とすることを予定しております。）の最終の当社の株主名簿に記録された当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株の取得と引き換えに、A種種類株式を694,478分の1株の割合をもって交付するものといたします。

(2) 取得日

2013年8月2日

(3) その他

本議案に係る全部取得条項付普通株式の取得は、本臨時株主総会において第1号議案及び第2号議案がいずれも原案どおり承認可決されること、本種類株主総会において第2号議案と同内容の定款変更案に係る議案が原案どおり承認可決されること、並びに第2号議案に係る定款変更の効力が生じることを条件として、2013年8月2日に、その効力が生じるものといたします。なお、その他の必要事項については、当社取締役会にご一任願いたいと存じます。

以上

【普通株主様による種類株主総会】
種類株主総会参考書類

議案 全部取得条項に係る定款一部変更の件

1. 提案の理由

本臨時株主総会第1号議案（「臨時株主総会参考書類」の2頁から6頁まで）でご説明申し上げましたとおり、当社は、本取引は、当社の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付価格は妥当なものであり、本公開買付けは当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断するに至り、本臨時株主総会及び本種類株主総会において株主様のご承認をいただくことを条件として、本非公開化手続を行うことといたしました。

本議案は、本非公開化手続のうち手続②をご提案するものであり、本臨時株主総会第1号議案による変更後の当社定款の一部を更に変更し、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付してこれを全部取得条項付普通株式とする旨の定款の定めを新設するものです。当社は、種類株式発行会社（会社法第2条第13号に定義するものをいいます。）ですので、会社法第111条第2項第1号により、手続②を実施するために必要な定款変更を行うためには、当社普通株主様による種類株主総会の決議が必要となります。そこで、本臨時株主総会と併せて、本種類株主総会を開催し、株主様による決議をお願いするものであります。本議案が本種類株主総会で、また、本臨時株主総会第2号議案が本臨時株主総会で、それぞれ原案どおり承認可決され、手続②の定款変更の効力が発生した場合には、当社の発行する普通株式は全て全部取得条項付普通株式となります。

なお、本臨時株主総会第3号議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決されることにより、手続②の後、当社は株主様から全部取得条項付普通株式を取得しますが（手続③）、当該取得と引き換えに当社が株主様に交付する取得の対価は、本臨時株主総会第1号議案に係る定款変更に基づき新たに発行することが可能となるA種種類株式とし、当社が全部取得条項付普通株式1株につき株主様に割り当てるA種種類株式の数は、住友商事及びKDDIを除く各株主様に対して交付されるA種種類株式の数が1株未満の端数となるよう、694,478分の1株としております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、本議案に係る定款変更は、本臨時株主総会において第1号議案、本議案と同内容の変更案である第2号議案、及び第3号議案が原案どおり承認可決されることを条件として、2013年8月2日に、その効力を生じるものといたします。

（下線は変更部分を示します。）

本臨時株主総会第1号議案による 変更後の定款	追加変更案
第2章 株式 (新設)	第2章 株式 <u>第10条の2（全部取得条項）</u> <u>当社が発行する普通株式は、当社が株主総会の決議によってその全部を取得することができる。当社が普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、普通株式1株につきA種種類株式を694,478分の1株の割合をもって交付する。</u>

	<p style="text-align: center;"><u>附則</u></p> <p><u>第1条 本定款第10条の2の規定は、平成25年8月2日をもって効力を生じるものとし、同日の経過をもって本条を削除するものとする。</u></p>
--	---

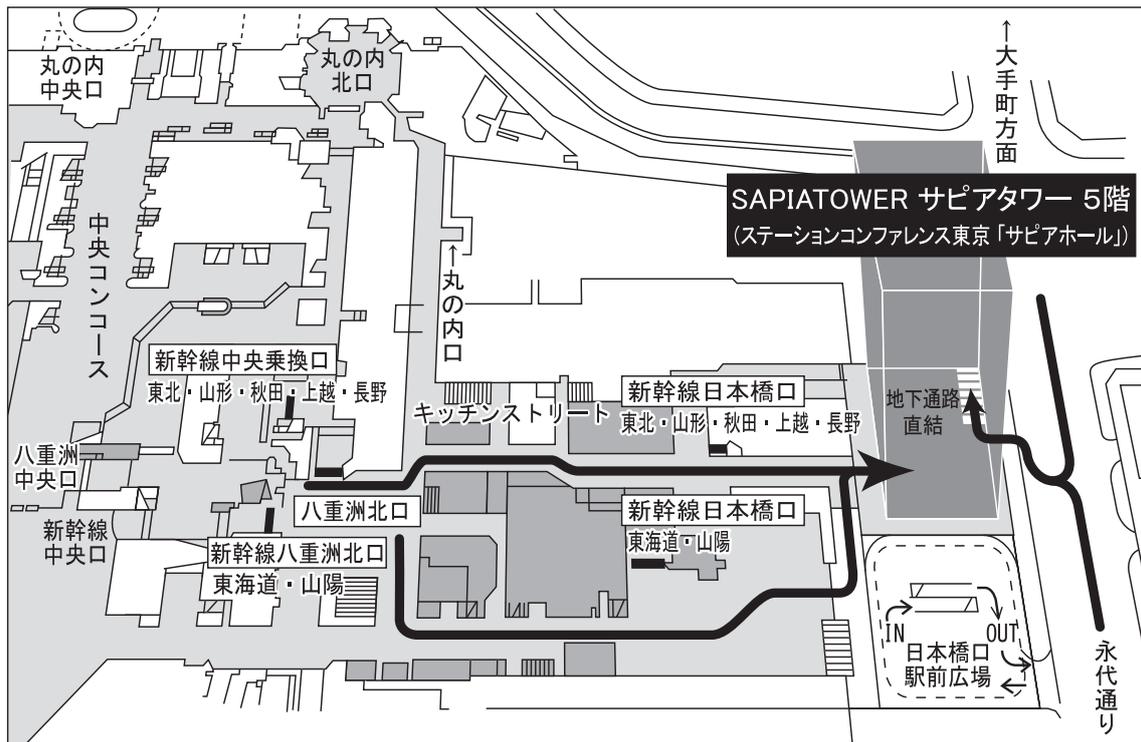
以 上

株主総会会場ご案内図

会場：ステーションコンファレンス東京 「サピアホール」

東京都千代田区丸の内一丁目7番12号 サピアタワー5階

電話：03-6888-8080（代表）



■交通のご案内

- ・ JR 東京駅 八重洲北口改札口より徒歩2分
新幹線専用改札口（日本橋口）より徒歩1分
- ・ 地下鉄 東京メトロ東西線、半蔵門線、丸ノ内線、千代田線、都営三田線
「大手町駅」 B7出口付近階段より1階エントランスに直結